

和歌山県居住安定援助賃貸住宅の認定の審査に係る判断基準

制定 令和 7 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 この判断基準は、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「共管省令」という。）第 9 条で定める規模の基準並びに第 10 条で定める構造及び設備の基準についての登録の審査に係る取扱いを定めるものとする。

(規模の基準)

第 2 共管省令第 9 条に規定する床面積は、壁芯測定の方法により算定するものとする。

2 専ら各居住部分の用に供するための設備配管及び検針器等の設置に供するパイプスペースは、1 平方メートルまで床面積に含むことができる。

(構造及び設備の基準)

第 3 共管省令第 10 条第 2 号イに規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 台所については、入居者が共同利用できる調理設備（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を、台所を備えていない居室 5 戸につき 1 以上備えていること。

(2) 収納設備については、施錠可能な収納設備を、収納設備を備えていない居室の数と同数以上備えていること。

(3) 浴室及びシャワー室については、次に掲げるとおりとする。

イ 浴室又はシャワー室を備えていない居室 5 戸につき 1 以上備えていること。

ロ 複数が同時に入浴可能な共同浴室又は共同シャワー室は、一度に利用できる人数分の浴室若しくはシャワー室を備えているものとする。

ハ 複数が同時に入浴可能な共同浴室及び共同シャワー室は、男女別に利用できるように計画すること。

附 則

この基準は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。